

# ○ 警視庁教養規程

平成 14 年 3 月 26 日

訓令甲第 9 号

存続期間

〔沿革〕平成 24 年 3 月 訓令甲第 9 号(い)

28 年 9 月 同第 24 号(ろ)

29 年 1 月 同第 1 号(は)改正

警視庁警察教養規程(平成 5 年 12 月 27 日訓令甲第 27 号)の全部を次のように改正する。

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 学校教養(第 9 条—第 16 条)

第 3 章 職場教養(第 17 条—第 21 条)

第 4 章 その他の教養(第 22 条—第 24 条)

第 5 章 補則(第 25 条)

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警視庁教養規則(平成 14 年東京都公安委員会規則第 5 号)第 6 条に基づき、警察教養に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職員の心構え)

**第2条** 警視庁職員(以下「職員」という。)は、警察教養を通じて、首都の公共の安全と秩序を維持するという崇高な責務を自覚し、都民の負託にこたえその信頼を保持するために必要な高い警察倫理と職務遂行能力を養うとともに、常に明確な目標を持って自己啓発に努めなければならない。

### (幹部の心構え)

**第3条** 幹部は、警察教養を通じて、部下職員が職員として必要な高い警察倫理と職務遂行能力を養うことができるよう、自ら指導教養に当たり、及び適切な警察教養の機会を提供するとともに、部下職員が自己啓発を行うことのできる環境を整えるよう努めなければならない。

### (教養区分)

**第4条** 警察教養は、学校教養、職場教養及びその他の教養とする。

- 2 「学校教養」とは、警視庁警察学校(以下「警察学校」という。)で行う教育訓練をいう。
- 3 「職場教養」とは、警視庁本部(以下「本部」という。)に職員を集合させて行う教育訓練及び各所属において行う教育訓練をいう。
- 4 「その他の教養」とは、部外の教育訓練施設等で行う委託教養等をいう。

### (教養実施の責務)

**第5条** 警務部長は、警察教養の総括責任者として、警察教養全般の調整及び推進を図るものとする。

- 2 各部長は、主管事務に関する警察教養の責任者として、その推進を図るとともに、第17条第1号に規定する教養を実施するものとする。
- 3 教養課長は、総括責任者である警務部長を補佐し、教育訓練が適切かつ効果的に行われるように、常に教育訓練の実施状況を検討し、教養方法の刷新改善に努めるものとする。
- 4 本部各所属長は、主管事務に関する教育訓練が適切かつ効果的に行われるように、常に当該教育訓練の実施状況を検討し、教養方法の刷新改善に努め、所属部長に対し改善意見を具申するものとする。
- 5 所属長は、所属における教育訓練を適切かつ効果的に実施するとともに、常に教育訓練の実施状況を把握し、教養方法の刷新改善に努め、警務部長に対し改

善意見を具申するものとする。

#### (年間教養実施計画等)

**第6条** 警務部長は、警察教養全般に関しては警視総監が示す重点に、学校教養に関しては警察庁長官が定める指針に従い、年間教養実施計画を策定するものとする。

- 2 年間教養実施計画においては、次章から第4章までに定める教養の種別ごとに、期間、人員、回数、実施時期その他教養の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 3 警務部長は、本部各所属の執務の方針、各種の警察事象及び年間教養実施計画を総合的に検討の上、当面の重要度に応じた教養重点を指定するものとする。

#### (事務担当者会議)

**第7条** 教養課長は、教養方法の刷新改善に資するため、次に掲げる会議を開催するものとする。

- (1) 本部等の教養事務担当者による会議
- (2) 警察署の教養事務担当者による会議

#### (表彰)

**第8条** 警務部長は、特に研修等の成績が優秀で他の模範と認められる者又は警察教養に関して功労があると認められる所属に対して表彰をすることができる。

- 2 各部長は、主管事務に関する研修等の成績が優秀で他の模範と認められる者に対して表彰をすることができる。

## 第2章 学校教養

#### (学校教養の種別)

**第9条** 警察学校においては、次に掲げる教養を行うものとする。(は)

- (1) 新たに巡査として採用された警察官にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教養
- (2) 新たに採用された警察行政職員(巡査相当職にある者に限る。)にその職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教養

- (3) 巡査部長若しくは警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための教養
- (4) 主任に昇職し、又は昇職が予定されている警察行政職員及び副主査に昇任し、又は昇任が予定されている警察行政職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための教養
- (5) 警察官及び警察行政職員に特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための教養

#### (教養実施の方法)

**第 10 条** 警務部長は、学校教養に関し、効果的かつ効率的な教養の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (教授内容の策定)

**第 11 条** 警務部長は、次に掲げる事項に配慮して各教養の教授内容を定めなければならない。

- (1) 入校する学生の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的な事項を教授内容とすること。
- (2) 試験その他の方法により、それぞれの教養における効果を測定し、その結果を必要に応じて教授内容に反映させること。

#### (学校教養実施上の留意事項)

**第 12 条** 学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入校する学生の選定については、各教養の教授内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて適正に行うこと。
- (2) 資質及び能力に優れた者を教官に任用すること。
- (3) 各教養の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外の有識者を講師として招へいすること。
- (4) 視聴覚教材その他の教材を活用し、実際の事例又は想定事例に関する討議等による演習を行うなど効果的かつ効率的な方法により行うこと。
- (5) 学生の気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るため、保健に関する知識を普及させるとともに、体育及び術科訓練を的確に推進すること。

#### (教養中止)

**第 13 条** 警察学校長(以下「学校長」という。)は、第 9 条第 1 号及び第 2 号に規定する教養を除き、成業の見込みがないと認める学生又は学校の規律を乱し、若しくは性行不良その他学生としての体面を汚した学生でその情状がはなはだしく重いものに対して教養を中止することができる。

- 2 学校長は、前項の規定により教養を中止したときは、速やかに、当該学生の所属長に理由を付して通知しなければならない。

#### (調査及び研究)

**第 14 条** 学校長は、効果的かつ効率的な教養の実施に資するため、警察学校で行う教養の教授内容に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (報告及び通知)

**第 15 条** 学校長は、学校教養について次の各号により、警務部長に報告するものとする。

この場合において、第 3 号については、関係する所属長に対しても通知するものとする。

- (1) 学生の入校に関する記録 入校の都度
- (2) 各教養の実施概況 修了の都度
- (3) 重要又は特異な事項 随時
- (4) 警務部長が特に指定した事項 随時

- 2 警務部長は、毎年度、学校教養の実施状況を警察庁長官に報告しなければならない。

#### (学校内規)

**第 16 条** 学校長は、この規程に定めるもののほか、学校教養の運営上必要な事項について内規を定めることができる。(ろ)

- 2 学校長は、前項の内規を定めたときは、警務部長(教養課教養企画第一係経由)に報告しなければならない。

### 第 3 章 職場教養

### (職場教養の種別)

**第 17 条** 職場においては、次に掲げる教養を行うものとする。(い、は)

- (1) 職員に対して、必要がある場合に、本部に集合させて行う教養
- (2) 所属の職員に対して、警察倫理の保持並びに警察実務、体力及び術科技能の向上を図るための実態に即した教養
- (3) 第 9 条第 1 号に規定する教養の途中及び修了後において、警務部長が別に定めるところにより、警察署で行う教養
- (4) 新たに採用された警察行政職員(巡查相当職にある者に限る。)に対して、所属配置後において、警務部長が別に定めるところにより、所属で行う教養
- (5) 前 4 号に規定する教養のほか、必要に応じ、講演会等適宜な方法により行う教養

### (職場教養実施上の留意事項)

**第 18 条** 職場教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 職場教養は、必要性の高い事項に重点を置いて行うものとする。
- (2) 警務部長は、職員の気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るため、保健に関する知識を普及させるとともに、体育及び術科訓練を的確に推進するよう努めるものとする。
- (3) 警務部長は、職場教養に関し、効果的かつ効率的な教養の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (個人指導)

**第 19 条** 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち上級の地位にある者にこれを行わせるよう努めるものとする。

- 2 警察倫理の向上を目的とした個人指導においては、個人ごとの勤務関係及び身上関係に応じて実地指導、相談その他の方法により具体的な指導を行うよう努めるものとする。
- 3 職務遂行能力の向上を目的とした個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配慮して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

4 所属長は、所属職員一人一人の自己啓発を促進させるよう努めるものとする。

#### (資料配付)

**第 20 条** 教養課長は、職場教養に資する資料及び視聴覚教材を作成し、各所属に配付するものとする。

2 本部各所属長は、その主管事務について必要がある場合は、職場教養に資する資料及び視聴覚教材を作成し、各所属に配付するものとする。

3 各所属長は、必要に応じて、職場教養の効果有するマニュアルその他の資料を作成し、所属職員に配付するものとする。

#### (小集団活動)

**第 21 条** 所属長は、小人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

### 第 4 章 その他の教養

#### (委託教養)

**第 22 条** 警務部長は、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために必要があると認めるときは、部外の教育訓練施設等において教育訓練を行うことができる。

#### (受託教養)

**第 23 条** 警務部長は、他の官公庁から委託された者に対して、本部、警察学校その他適当と認める所属において、教育訓練を行うことができる。

#### (その他)

**第 24 条** 警務部長は、前 2 条に規定するもののほか、職員に対して必要な教養を適切な方法により行うものとする。

### 第 5 章 補則

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、警察教養の実施のために必要な事項は、警務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

---